

給水装置所有者変更届

〇〇年△△月◇◇日

江南市水道事業
江南市長

届出人
(新給水装置所有者)

住所 江南市赤童子町大堀90番地
フリガナ コウナン タロウ
氏名 江南 太郎

電話番号 (0587) 54-1111

自署の場合は押印が不要です。
自署できない場合は押印が必要です。
法人の場合は、代表者名まで記入してください。

給水装置所有者を変更しましたから届け出ます。この変更について問題が生じた場合は、当方で責任を持って処理いたします。

水道メーターは江南市水道事業給水条例第19条及び江南市水道事業給水条例施行規程第14条の規定により適切に保管いたします。

給水装置設置場所	江南市 般若町中山146番地	
旧給水装置所有者	住所	江南市般若町中山146番地
	氏名	水道 次郎
変更理由	売買 相続・贈与・その他 ()	
変更年月日	〇〇年	△△月 □□日

死亡等で自署ができない場合は、記名のうえ、必要な書類を添付してください。

※以下の欄は、記入不要です。

水道課 記入欄	量水器番号	—
	量水器指示数	m ³

確認欄	番号欄

※備考

- ① 新所有者及び旧所有者の氏名は、それぞれ本人の自署又は記名押印をしてください。法人の場合は、代表者の肩書及び氏名が必要です。記名の場合は代表者印を押してください。
- ② 旧所有者の自署又は記名押印が得られない場合は、所有者変更が確認できる売買契約書(写)又は不動産登記事項証明書(写)等を添付してください。
なお、書類は、新旧所有者、給水装置設置場所及び変更年月日が確認できる箇所以外は、マジック等で消していただいて構いません。
- ③ 水道の使用を開始又は中止される場合は、3営業日前までに水道課に届け出てください。